



令和6年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。ただし、本市の下記「非常勤行政事務員」については、公募によらない再度の任用は、同一の者について原則として連続2回を限度としており、その後の任用に向けては改めて採用試験を受けていただくこととなります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～権利擁護・成年後見制度利用支援業務に主に従事する職員～

1 応募受付期間

- (1) 期間 令和6年4月1日～令和6年4月18日
- (2) 応募受付 郵送にて受付

2 応募条件

次の(1)、(2)の条件の全てを満たす方

- (1) 次の条件のいずれかに該当する。

ア 社会福祉士資格を有する。

イ 介護支援専門員として実務経験が1年以上ある。

ウ 地域包括支援センターや社会福祉協議会などにおいて相談援助業務経験が2年以上ある。

- (2) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

応募受付期間内に次の必要書類を郵送してください。

受付後に受験票を送付します。

※ 封筒には「権利擁護業務応募」と朱書きのうえ、応募受付期間内に必着のこと。

(1) 必要書類

- ア 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書
- イ 該当する資格の証明書の写しならびに就労証明等実務経験を証するもの
- ウ 指定の原稿用紙に記載した作文

(2) 送付先

〒661-0012

尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階
北部保健福祉センター 北部福祉相談支援課

4 採用予定日

令和6年5月1日

5 採用予定人数

1名

6 勤務条件

(1) 任期

令和6年5月1日～令和7年3月31日

(2) 条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

尼崎市北部保健福祉センター（尼崎市南塚口町2丁目1番1号）
関係機関や家庭訪問に出向くなど、庁舎外で業務を行うこともあります。

(4) 職務内容

- ア 成年後見制度の申立てに関する業務
- イ 成年後見制度の報酬及び申立て費用の助成に関する業務
- ウ 高齢者等の権利擁護に関する業務（虐待などに関する相談及び対応を含む。）
- エ その他所属長が必要と認める業務

(5) 勤務時間

- ア 始業時刻 午前9時00分
- イ 終業時刻 午後5時30分
- ウ 休憩時間 正午から午後1時まで
- エ 勤務を要しない日等

（ア）日曜日及び土曜日

（イ）国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (ウ) 年末年始（12月29日～翌1月3日）
- (エ) 月曜日から金曜日までのうち、指定する1日
- (オ) その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

- ア 報酬月額 168,740円～186,560円
※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。
- イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり
- ウ 賞与 期末・勤勉手当 6月及び12月に支給（予定）
年間最大4.5月（令和6年度の予定月数）

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等教共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規定（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

7 採用試験

(1) 試験内容

ア 作文（別紙「作文の課題と注意点」を参照）

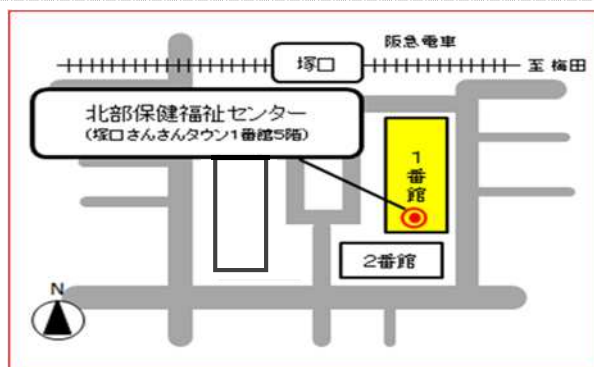
作文は、指定の原稿用紙で作成し、採用試験申込書とともに郵送してください。

「作文の課題と注意点」及び指定の原稿用紙は、本市ホームページからダウンロードしてください。

イ 面接試験

(ア) 試験日時 令和6年4月22日（月）：午後2時00分から順次実施
面接の集合場所と時間は別途お知らせします。

(イ) 試験場所 尼崎市北部保健福祉センター



- (2) 携行品 受験票
- (3) 結果発表 令和6年4月下旬に電話もしくは郵送により通知（予定）
※採用内定者には令和6年4月下旬に健康診断を受診いただく予定です。
（詳細は別途通知します。）

8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

9 問い合わせ先

尼崎市福祉局 北部保健福祉センター 北部福祉相談支援課

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階

電話：06-4950-0496 ファクス：06-6428-5109

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。
【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】
（トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員募集）